

仕様書

1 件名

令和5年度千葉市もの忘れチェック事業帳票類等作成及び封入封緘業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3 作成物の規格及び数量

(1) 総価契約

No	品名	規格	数量
①	千葉市もの忘れチェックのご案内	仕上がり A4・6 ページ・コート紙 62.5kg・フルカラー・巻3つ折・要デザイン	5,000 部
②	千葉市もの忘れチェック受診券シール	A4・シール 1/0C	5,000 枚
③	千葉市もの忘れチェック同意書	A4・2枚複写 天のり製本 1枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C	5,000 部
④	送付用封筒	角2・K カラークラフト 85g・グラシン窓・アラビア加工 1/0C ・表面下に発送元として千葉市地域包括ケア推進課の名称、所在地及び電話番号を記載すること。 ・宛先の印字箇所が見えるよう窓を1つ配置する。ただし、窓部分はグラシン紙を使用すること。 ・封筒前面に「この封筒は窓部分を切り取らなくてもリサイクルできます。」と記載すること。	5,000 通
⑤	千葉市もの忘れチェック票	A4・上質紙 57.5K 1/0C 版 12 種類作成	3,500 枚
⑥	千葉市もの忘れチェック問診結果記入票	A4・2枚複写 天のり製本 1枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C	3,500 部
⑦	千葉市もの忘れチェック結果通知書	A4・3枚複写 天のり製本 1枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 3枚目 感圧紙 N80 白 青発色 1/1C	3,500 部
⑧	認知症予防啓発チラシ	A4・コート紙 62.5K 4/4C 要デザイン	3,500 枚
⑨	千葉市もの忘れチェック診断結果連絡票	A4・2枚複写 天のり製本 1枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C 2枚目 感圧紙 N40 白 青発色 1/0C	1,400 部

(2) 単価契約（あらかじめ数量が確定できないため）

No	内容	予定件数
⑩	千葉市もの忘れチェック受診券シール（②）の印刷（システム・プログラム設計代含む）	5,000 件
⑪	下記3点を送付用封筒（④）へ封入封緘 ・千葉市もの忘れチェックのご案内（①） ・千葉市もの忘れチェック受診券シール（②） ・千葉市もの忘れチェック同意書（③）	5,000 件

4 作業日程及び業務内容等

(1) 総価契約

帳票類等の作成

「3 作成物の規格及び数量」に定める①～⑨の帳票類の作成。

発注者が示す原案（サンプル）から印刷原稿を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 単価契約

本業務は令和5年9月以降に発生する。

ア 数量の通知及び原稿の引渡し【単価契約】

日時：毎月15日（土日祝日の場合は、翌営業日とする）

場所：千葉市地域包括ケア推進課

提供データ：対象者個人情報（氏名、生年月日、年齢）、有効期限、整理番号

提供は磁気媒体（PDF・CSV形式による電子ファイル）

イ 印刷及び封入封緘【単価契約】

提供データ受領後、千葉市もの忘れチェック受診券シール（「3 作成物の規格及び数量」に定める②）へ印刷し、納入期限までに「3 作成物の規格及び数量」に定める①～③を④の封筒に封入封緘する。なお、業務は9月より毎月発生する。

(3) 成果物の納入

ア 「3 作成物の規格及び数量」に定める⑤～⑧については、納入期限までに指定の納入場所へ成果物を納入し、納入を終えた時点で契約書に基づき発注者に通知を行うこと。

納入期限：令和5年9月26日（火）

納入場所：別途、発注者より指定する市内医療機関100か所程度、地域包括ケア推進課運搬等（配送）に関し、帳票類等の配送手続きは受託者が行うこと。また、医療機関に配送する場合は、配送物の差出日時が分かるようにし、履行確認のため、後日配送証明書類（配送差出伝票の写し又は受領書の写し等）を完了報告書と共に提出すること。

イ 「3 作成物の規格及び数量」に定める①～④、⑨については「(2) ア 数量の通知及び原稿の引渡し」から5営業日後までに地域包括ケア推進課まで成果物の納入を済ませること。ただし、9月分のみ令和5年10月10日（火）までを納入期限とする。

ウ 作成した帳票類について、HP等への掲載用に電子データ（PDF）を地域包括ケア推進課に納入すること。

エ 受注者は業務完了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出し、承認を得ること。

(4) その他

業務の詳細事項、詳細工程については、発注者の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 当委託業務で作成した帳票等の著作権は、全て千葉市に帰属することとする。
- (2) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務を遂行すること。さらに、受託業者は、原稿数量を把握し、成果物数と照合する等自主的に個人情報保護に向けた取り組みを行うこと。
- (3) 本仕様書等に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。